

2013 年 02 月 27 日

「LT会」会報第 13-02 号(総 121 号)

上海 LT コンサルティンググループ

契約形式は書面だけが有効か？

先ごろ、中国政府は『国際物品売買契約に関する国際連合条約(以下『ウィーン売買条約』という。)]第十一条及び同条約第十一条の内容に関する規定の拘束を受けない。』とした 1986 年の声明(以下、「声明」という。)を撤回する旨を国連事務総長宛に通知し、正式に認められた。これにより、『中国契約法』と『ウィーン売買条約』の契約形式に関する規定及び適用が完全に統一された。

『ウィーン売買条約』は国際貨物売買契約について定めた重要な国際公約であり、1980 年に国連ウィーン外交会議で可決され、1988 年 1 月 1 日から正式に採用された。これまで最も成功している国際貿易に関する統一法の一つと言われている。

『ウィーン売買条約』第十一条では「販売契約は書面による締結又は書面による証明を必要とせず、形式も如何なるその他の条件による制限を受けず、人による証明を含むあらゆる方法による証明を用いることができる。」と規定され、同条項にもとづき、「国際貨物の売買契約は書面、口頭又はその他の方法により締結、証明することが可能であり、形式による制限を受けない。」とされている。同時に『ウィーン売買条約』は、「締結国の保留、つまり同条項の拘束を受けないことを承諾すること。」を明らかにしている。

中国は 1986 年 12 月 11 日、国連に対し『ウィーン売買条約』を批准した。『ウィーン売買条約』は国際貿易の法的障害をなくし、中国の改革開放の促進に積極的な役割を果たしてきた。しかしながら、当時の中国国内法では『中国涉外経済契約法』が適用されており、「国際貿易契約は必ず書面により締結すること。」を旨としていた。この条項は『ウィーン売買条約』第十一条と相容れないため、批准の際に『ウィーン売買条約』第十一条及び同条約第十一条の内容に関する規定の拘束を受けない。』との声明を出した。当時中国の他に、アルゼンチン、チリ、ハンガリー、リトアニア、ロシア等も同条項適用を保留している。

1999 年、『中国契約法』の施行と同時に『中国涉外経済契約法』は廃止された。『中国契約法』には契約の形式に関する要求はなく、契約は様々な方法で成立するとしている。これにより『ウィーン売買条約』第十一条の内容と合致することとなった。以来、中国の学界や実務界からは「声明を撤回すべき」との提案が幾度となくなされてきたが、慎重に検討し、広く意見を求めた結果、中国政府が『条約の締結手順法』及び『ウィーン売買条約』の規定に従い、声明を正式に撤回するまでに 10 年以上の歳月を費やすこととなった。

中国国内法と『ウィーン売買条約』の矛盾は実質的には解消していたものの、声明が残存していることから、中国と外国と間の契約において、中国側に「契約形式に関する法的不平等」があるとの誤解を生じる素となっていた。今回の声明撤回は、中国の対外貿易の更なる発展のために法的障害を取り除き、中国が国際社会に溶け込み、経済のグローバル化に一層寄与するものと考えられる。

尤も、中国の法律上は「契約形式は書面形式に限らない。」とされているが、日常取引において、将来の紛争を防ぐために、書面による契約や覚書を必ず残しておくべきであることは言うまでもない。

(情報先: 中国商務部)